

# 公立大学法人九州歯科大学一般事業主行動計画

この計画は、平成23年1月から取り組んでいる「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画と令和元年12月から取り組んでいる「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づく一般事業主行動計画を統合し、両計画を一体的に進めることとしたものです。

本計画では、これまでの取組を継続しつつ、新たな取組を実行することで、性別に関係なく全ての職員が仕事と家庭生活の両立を図りながら、それぞれの能力を十分に発揮できる働きやすい職場の実現を目指します。

## 1 計画期間

令和6年12月1日から令和11年3月31日まで

## 2 本学の課題

課題1：教員の上位職に占める女性の割合が低い。

課題2：管理職に占める女性の割合が低い。

課題3：男性の育児休業等の取得が進んでいない。

課題4：繁忙期を中心に時間外勤務の削減が進んでいない。

## 3 目標と取組内容

目標1：教授に占める女性の割合を20%、准教授及び講師に占める女性の割合を30%にする。

[取組内容] 令和6年12月～

- ・上位職登用の候補者となる女性教員の母数を増やすため、女性の限定公募や優先採用などの積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を検討する。
- ・トップのコミットメントにより、女性活躍推進の重要性についての理解促進を図る。

目標2：管理職に占める女性の割合を30%にする。

[取組内容] 令和6年12月～

- ・多様な職務機会の付与等による女性職員の積極的な育成を行う。
- ・トップのコミットメントにより、女性活躍推進の重要性についての理解促進を図る(再掲)。

目標3：育児休業等に関する諸制度の理解促進を図る。

[取組内容] 令和6年12月～

- ・出産や育児に関する休業・休暇制度や支援措置等の周知を図り、男女ともに取得しやすい環境づくりを進める。
- ・職場や家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に向け、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)についての理解促進を図る。

目標4：常勤職員1人当たりの時間外勤務及び休日勤務の合計時間数を前年度より減少させる。

[取組内容] 令和6年12月～

- ・DX推進をはじめとする業務の効率化を積極的に進める。
- ・業務の優先順位付けや業務分担の見直しなど、上司によるマネジメントの徹底を図る。
- ・時間外勤務等が一定時間を超える職員及びその上司に対して改善指導を行う。